



# ビジネス事故の法律知識

三

---

中央経済社

弁護士  
野口恵三

# ビジネス事故の法律知識

---

## ビジネス事故の法律知識

### 〔著者略歴〕

野口 恵三（のぐち けいぞう）

大正13年東京生れ、司法修習生第1期、東京地方検察庁検事を経て昭和25年弁護士登録。

前最高裁判所司法研修所教官。

明治大学講師。

〈著書〉「営業部員の法律教室」(ダイヤモンド社)、「手形小切手の法律実務」(日本実業出版社)、「判例に学ぶ債権回収」(商事法務研究会)など多数。

昭和58年3月25日 初版発行

著者 野口 恵三

発行者 渡辺 正一

発行所 (株)中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

〒101 電話 (293) 3371 (編集)

(293) 3381 (営業)

振替口座 東京 0-8432

印刷／真珠社

製本／関川製本

© 〈検印省略〉

---

ISBN4-481-31634-9 C2334

## はしがき

会社は、いつも危険にさらされている。

企業活動が盛んであればあるほど、それに比例して、会社はさまざまなトラブルに直面する。この本の目次を一覧してもおわかりいただけるように企業トラブルは多種多様である。それは、巧妙に仕組まれた陰謀と画策によって発生する場合もある。競争企業の不正な妨害や、不当な圧迫によって発生する場合もある。取引先との商取引活動の中から発生する場合もある。手形、小切手の操作の誤りから発生する場合もある。企業内部の従業員の故意、過失から発生する場合もある。われわれ紛争解決の衝に当る弁護士の立場から見ると、企業は常住不断、絶え間なく内外の危険にさらされていることを痛感する。

\*

この本は、会社企業として発生しうべきあらゆるトラブルの類型を実例に即して摘出したこと、ここに第一の特色がある。これによって、企業トラブルの実態と、どこにその発生原因があるかをご理解いただければ幸いである。次に、このようなトラブルに直面したとき、何はさておき、まず第一に何をなすべきか、この緊急な対応策を端的に実例に即して解説したこと、ここに

第二の特色がある。これによつて、事故発生の場合、判断をあやまらず、適切な応急措置によつて惨害を最少限度にいくとめ、最も賢明な解決がはかられば幸いである。

次に、トラブルの発生を、未然に防ぐにはどうしたらよいか、この抜本的予防策を、実際の裁判例などに照らして究明していること、ここに第三の特色がある。何事によらず、ことは未発に摘み取るのがよい。どんな些細なトラブルでも、発生してしまえば犠牲と被害は免れない。企業の健全ないとなみはそれによつて阻害される。だから、トラブルは極力これを未然に防ぐことが必要である。そして、これが決して不可能でないことが、この本によつてご理解いただけることを確信する。

この本は、以上の三点によつて、他の類書に例のないユニークなものであり、あなたの会社を、必ずや企業トラブルから回避させることを確信する。

\*

この本の骨組みは、清話会の「先見経済」に連載中の『企業を守る法律知識』を基礎としたものであり、このたび本書を作る上においてその大部分の転載を快諾された清話会に感謝の意を表するとともに、本書の構想を立てられ、私を鞭打つて完成に至らしめた中央経済社の大竹英雄氏に心から深甚の謝意を表する次第である。

昭和五十八年二月

野口恵三

## 目 次

### 第1

#### 契約・文書をめぐるトラブルと対策

1 課長でも係長でもない者が調印した契約の効力………	5
2 どちらが勝つか、二重契約……………	8
3 長期間にわたり相手を拘束する契約……………	12
4 印鑑盗用による身元保証書の効力……………	16
5 所有権留保付き契約でのトラブル……………	20
6 継続的取引契約の保証人になるときは………	24

### 第2

#### 商取引をめぐるトラブルと対策

1 売主の主観的判断での出荷停止……………	33
-----------------------	----

### 第3

## 手形・小切手をめぐるトラブルと対策

2 代金減額請求権の時効について.....	37
3 クーリングオフの悪用と対策.....	41
4 数社相手の「一手販売権」のエサ.....	45
5 不良品の売買と賠償責任.....	49
6 共同経営者が店舗を乗っ取る.....	53
1 解雇した経理部長が手形を偽造.....	61
2 裏のある手形の延期への対応策.....	65
3 従業員の手形偽造と使用者責任.....	69
4 手形裏書人に対する請求権と時効.....	73
5 極めて危険な融通手形の振出し.....	77
6 手形の記載事項に要注意.....	81
7 手形金額欄から「万」の字が抜けた.....	85

## 第4 企業の対内的・対外的トラブルと対策

### 3 目 次

1 取引先の営業部員にだまされる.....	93
2 経理課員の使い込みとその賠償.....	97
3 法外な損害賠償請求への対応策.....	101
4 会社における従業員の信用・名誉.....	105
5 土地仲介業者にだまされる.....	109
6 自社製品のニセモノが出現したとき.....	113
7 みせかけだけの担保を逆手に取る.....	117
8 退職慰労金贈呈とその違法性.....	121
9 盗難車の事故責任と賠償.....	125
10 経理の女性と共に謀してカネを着服.....	129
11 悪質なサラ金業者への対抗策.....	133
12 不当な賃借料値上げと営業妨害.....	137
13 地主が借地人の使用を妨害.....	141
14 貸貸料高騰に乘じた不当な要求.....	145

## 第5

### 取引先倒産をめぐるトラブルと対策

1	債権者会議で不公正な債権放棄.....	15	家主の地代滞納でビル明渡し.....	149
2	“夜逃げ”会社への売掛債権の回収法.....	16	ビルの浸水事故と損害賠償.....	153
3	倒産した下請会社に支払う代金は.....	17	不当な損害賠償請求に対抗する法.....	157
4	納品してすぐ相手が倒産した.....	165		
5	詐害行為に該当しない本旨弁済.....	169		
6	差押えを逃れるのに別会社を設立.....	173		
7	倒産に瀕した会社を操った不法行為.....	177		
8	更生管財人の選択権——双務契約における解除か履行請求か.....	181		
9	月賦販売した車の返還請求訴訟.....	185		
		189		
		193		
		197		

第1

契約・文書をめぐるトラブルと対策



## 上級フル防止のポイント

### ● 契約はすべて不要式契約

契約は、当事者双方の意思が合致すれば、それだけで十分有効に成立する。口頭契約でよいわけである。契約書を作成して、双方が調印しなければ有効に成立しないというような契約は現行法上一つもない。

しかし、世間では、契約と契約書を不可分のように考えて、契約書に調印しなければ、まだ契約が成立していないように錯覚している人が多い。とんでもない誤りである。契約は口頭だけでよい不要式契約であるから、形式にとらわれずに有利な契約を締結し、その要点をガッチリと証拠に残すようにしておくことが賢明である。

### ● 契約書に形式はない

契約そのものが不要式であるから、契約書はどのように書かなければならぬか——というような法律上の拘束は一切ない。どんな形式でもかまわない。要するに、文書の記載内容から、ある契約が存在していること、その契約はどんな内容のものであるかということが推測されるものであれば、その形式や標題などにかかわらず、すべてこれを「契約書」ということができる。

たとえば、「見積書」は、本来は単なる報告書としての意味しかない。しかし、その末尾の余白に、「本見積りどおりお受けし、來たる×月×日までに相違なく納入します」と書いて相手方が署名をすれば、これで見積書記載のとおりの契約が成立したことの動かぬ証拠になるわけである。つ

まり、標題は「見積書」と書いてあっても、内容は立派な契約書である。このように、標題と契約書の効力とは関係がないものであるから、「念書」、「覚書」、「協定書」、「誓約書」「証」など、適當な標題をつけてもよく、また、全然標題をつけなくてもかまわない。この点をよく納得した営業マンは、商取引競争において勝利者になることは大地を打つよりも確実である。

### ●なぜ契約書は必要か

法律の規定の中には、そもそも契約当事者がその規定と違った契約をした場合には、その契約が優先し、法律の規定はその契約に席を譲って、全く適用されないものがある。つまり、契約当事者が、お互いの意思で、自由にそれを変更したり、それと正反対の契約をすることができる規定なので、これを任意規定という（民法九一条）。たとえば、民法の定める「売買契約に関する費用は当事者双方平分してこれを負担す」という規定（民法五五八条）は任意規定であるから、もし、契約書の中に、「第×条 売買費用はすべて買主の負担とする」というような条項があつたら、裁判所は法律の規定を適用しないで、契約どおり、売買費用は全部買主が負担をせよ、と判決をする。つまり、お互いが売買契約に関する費用を、どちらが負担するかということを全然取り決めておかなかつたときは、裁判所は民法五五八条を適用して、売主と買主とが折半してこれを負担せよ、と判決をする。しかし、お互いが、それと異なる契約——これを「特約」という——をしていたら、裁判所はその特約で判決をする。

だから、当事者が特約を結んだ場合は、ぜひこれを契約書に明記し、裁判所にその特約の存在を十分に立証できるようにしておくことが必要であり、ここに、契約書が必要とする最も大きな理由がある。契約書とは特約を書くものと断定してもあやまちはない。



## 1 課長でも係長でもない者が調印した契約の効力

事件の発端・手口は

★ 課長でも係長でもない者が売買契約書に調印した。会社はそんな契約は無効だと主張した

松沢機械株式会社は、千葉市内にある小泉木工株式会社から、「中古の木材加工機械一台をぜひ売ってほしい」という注文を受けた。そして、その日の午後、「小泉木工株式会社資材課西村一郎」という名刺を持つて若い従業員が松沢機械にやってきた。交渉の結果、中古の木材加工機械を二五〇万円で売買することに決定し、次のような内容の契約書に調印した。売主は、その機械を三日以内に買主の佐原工場に納入する。代金は機械と引き換えに第一回分五〇万円を支払い、残額は翌月末日から一〇回に分割して支払う。そして、松沢機械はその翌々日、機械を佐原工場に納入り、引き換えに代金五〇万円を受領した。

ところが、その翌月、小泉木工は、「この契約は無効であるから、機械は貴社に返還する。五〇万円の代金を返してほしい」といってきた。その理由を問うと、この契約書に調印した当社の

西村一郎は、資材課の係長でも主任でもない従業員であり、会社を代理して契約を締結するような権限はない。つまり貴社との売買契約は無権代理人が結んだ無効な契約であるから、即刻、機械と代金とを相互に返還して白紙に戻してもらいたいというのである。そういわれてみると、契約書に調印した西村一郎には課長や係長の肩書はない。松沢機械は、「しまった」と思った。

いまとぐ打つべき手

★ 小泉木工の主張には理由がない。しかし、すぐ書面で異議を述べておくことが必要

小泉木工の言うことには法律上正当な理由はない。しかし、このまま黙っていると、先方の主張を応諾したように受け取られるおそれがあるから、すぐ次のような書面を配達証明つき内容証明郵便にして小泉木工に発信しておくのが賢明である。

「前略。貴社は、当社との木工加工機械売買契約につき、この契約は代理権限のない者が締結した無効な契約であるとのお申し越しでありますが、当社としましては、以下述べるとおり承服いたしかねます。まず、貴社よりお電話にてお申込みがありました以上、その電話に基づいて派遣された貴社の従業員は当然その件に関し代理権を具有するものと信じて折衝致すのは商取引上正当の措置であり、かつ、万一、その者が役職上代理権を有しない者であっても、すでに、貴社として右契約に基づき現品（機械）を受領され、第一回の代金を支払われた以上は、無権代理行

為の追認として、契約の当初に遡って有効となることは法律上明らかであります。ついては、残代金を所定の期日にお支払いください。」

### 今後の教訓と対策

★ 代理権のない会社の従業員が結んだ契約でも、会社が追認をすると有効になる

商法はこう規定している。「番頭、手代其ノ他営業ニ関スル或種類又ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人ハ其ノ事項ニ関シ一切ノ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」（商法四三条）。この規定を学説も判例も次のように解している。「商法は例示的にわが国古来の名称たる番頭と手代をあげているが、会社その他の近代企業において部長・課長・係長・主任などの名称の付された使用人がこれに当たる。これらの商業使用人は、例えば販売・購入・貸付・出納など営業主から委任を受けたある種類または特定の事項に関し、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、これに制限を加えても善意の第三者に対抗することはできない。」（大隅健一郎『商法総則』）

つまり、「××会社資材課長」とか「資材係長」という肩書がついている従業員は、その会社のために資材を購入したりする代理権が付与されていると判断されるから、その者が結んだ契約なら有効な契約として会社を拘束することは商法四三条の規定上明らかである。しかし、この事件の場合、契約締結の交渉を行い、代金額を決定し、代金の支払時期や方法をとりきめ、かつ、

契約書に調印したのは、課長でも係長でもない従業員である。

だから、これだけの事実を捉えて判断したら、たしかに小泉木工の主張するとおり、松沢機械との売買契約は、無権代理人が結んだ無効の契約だということになる。

しかし、問題はその後の経過にかかっている。つまり、この契約がたとえ無権代理人の結んだ無効な契約であるとしても、会社が契約の目的物件を受領し、その代金の一部を支払ってしまったとしたら、それは明らかに無権代理行為を追認したものといわねばならない（民法一一六条）。

そうなると、民法のこの規定により、追認は「契約ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス」ということになるから、もはや、小泉木工は松沢機械に対して契約の無効を主張できないことは明らかである。松沢機械は契約どおり残代金を請求し、これを取り立てることが可能である。

## 2 どちらが勝つか、二重契約

事件の発端・手口は

★ パール社の薬品を購入する契約をしたが、競争会社がパール社と二重契約をした